

旅館業法に関連する規制の実例

株式会社 旅籠屋 代表取締役 甲斐 真

弊社の事業概要

弊社は、アメリカを中心に世界中に存在する **MOTEL**（アメリカ国内で約 10 万施設）を日本にも実現させ、「シンプルで自由な、旅と暮らしをサポートする」ことをモットーに、1994 年に会社を設立、翌 1995 年に「ファミリーロッジ旅籠屋」1 号店をオープン、21 年後の現在、**全国各地に 58 店舗**（いずれも直営）を出店し、延べ 300 万人以上の方々にご利用いただくにいたっております。

2008 年には念願であった**高速道路の SA・PA 内への出店**も実現（現在 3 店舗）するとともに、2011 年には「ハイ・サービス日本 300 選」（サービス産業生産性協議会）、「勇気ある経営大勝」（東京商工会議所）優秀賞を受賞するなど、ようやく一定の評価をいただき、**車社会のインフラ施設**として、着実に全国への展開を進めているところです。

旅館業法などの法令規制について

日本初の **MOTEL** チェーンであり、**旅館業法などが想定していない業態**の宿泊施設のため、1 号店以来現在に至るも、営業許可を受けるに際し、さまざまな不合理な規制に直面してきました。

元々の公衆衛生関連条項については基本的な問題はないのですが、1980 年代の「**ラブホテル**」の乱立に対し、その抑制のために全国の自治体で制定された条例などにおける各種の規制が大きな障害となっています。

これは、**MOTEL** の基本的な特性である「**主として車で旅行者を対象。素泊まりが基本。家族連れから単身のビジネス利用まで汎用的な客室構成**」などが、「ラブホテル」規制における設備構造基準の具体的条項に**表面的に抵触してしまう**点に根本的な問題があると認識しています。

法令規制の実例

以下に、各地の自治体で定められている条例における「不合理な」実例を挙げますが、その内容は、ほぼ共通しているため、代表例を紹介します。

●兵庫県

旅館業法に係る施設の構造設備の基準等を定める規則

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/eigyoudocuments/260401ryokannkisoku.pdf>

別表第 1（ホテルの基準）1 の 2 の（9） 寝室の照度

床面から 1 m の高さにおいて 200 ルクス以上と定められ、事務所並み、くつろぎの空間としては過剰な明るさが求められる。

別表第 1（ホテルの基準）1 の 2 の（10）ア 寝室の広さ

幅 1.4m を超える寝具 1 個あたり、8 m²以上と定められ、「クイーンサイズベッド（幅 1.54m）を 2 台設置すると、有効面積で 16 m²以上が求められ、客室全体で 25 m²でも不足とされる場合がある。

別表第 1（ホテルの基準）2 の（1）ア ロビー面積

2 人用寝具設置の客室があり、定員が 51 人以上の場合、50 m²以上と定められており、過大な空間が求められる。「ファミリーロッジ旅籠屋」の場合、小規模のためラウンジは 30 m²前後。

別表第 1（ホテルの基準）5 の（2） 便所手洗設備

流水式の手洗設備が求められているが、手洗付ロータンクを設置すると手拭きが必要となり、かえって不衛生となる。

別表第 1（ホテルの基準）5 の（5） 共同用便所の位置

ロビー又は食堂が設けられている場合、共同用便所は近接して設置することが求められているが、「ファミリーロッジ旅籠屋」の場合、食堂はなく飲食は通常客室で行われるため、1 階廊下奥に設置。

●神戸市

神戸市旅館業法施行条例

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/hygiene/environment/ryokangyoujoureikoufu3.pdf>

第2条(3)ク(イ)の項

幅1.4m超のベッドは2人用とみなされ、1台あたり8㎡以上の床面積が求められる。

幅1.5m超のクイーンサイズベッドを2台設置する汎用的な客室（アメリカのMOTELでは一般的）の場合、バストイレなどを含めた1室の床面積が事実上25㎡（日本のビジネスホテルのシングルルームの2倍程度）以上となる。

第2条(6)の項

家族でも宿泊できる客室の場合1室定員は4名以上となり、13室でも定員総数は52名となる。

その場合、ロビーの面積は50㎡以上が求められる。

第2条(11)の項

素泊まりの施設では不要な、調理室と食堂を有することが求められる。

●広島市

広島市ラブホテル等指導要綱

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1224826349918/index.html>

第2条(3)、別表第1（会議室、食堂等）（客室）の項

以下のいずれかを有さない施設はラブホテルとみなされる。… 一部抜粋

- ・会議室、食堂等
- ・定員1名の客室の床面積の合計が全客室の床面積の合計の3分の1以上
- ・内部に入浴設備のない客室が全客室数の2分の1以上
- ・客室数が100室以上

●泉佐野市

ラブホテル建築の規制に関する条例施行規則

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/51/lovehotel%20shinkyuutaishouhyou.pdf>

上にリンクした改正内容（対照表）のように、床面積やベッドの大きさによる基準が廃止される例も見受けられる。

●宝塚市市、東大阪市、伊丹市、生駒市、北広島市

<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/siryokan/fukusisi%20jissenjyourei%208.htm>

上にリンクした「ラブホテル規制条例の考え方」（札幌大学教授 福士 明さん）に、規制条例について制度設計の観点からの考察がまとめられている。

この中に、5つの自治体の自治体における「条例比較表」があるが、必見である。

各種規制の基本的な問題点

上記の実例は、弊社施設の場合に絞っており、他の業態においては別の部分が「不合理な」障害になっていると推察されます。ただ、共通する基本的な問題点は以下のとおりであると考えます。

1. 法令の本旨である「宿泊者の安全」と「周辺環境の維持」に問題はないが、「宿泊者の多様なニーズに対応する」という改正趣旨に対しては改正がまったく不十分。個室のない商人宿、温泉旅館、レストランなどを併設した大規模な都市型ホテルなど古くからの既存の業態のみを想定しており、多様な業態の宿泊施設の誕生や普及を阻害している。
2. 宿泊業は、無形のサービスをいかに提供するかというソフト面が重要であるにもかかわらず、規制はハード面を中心に定められている。施設基準ではなく、営業実態で規制することが本筋。
3. そもそも、事業者が利用者のニーズに対応して行う事業であり、利用者が豊富な情報が取得でき任意に選択できる現代において、機能や仕様やサービスの内容の詳細を法令が定める必要性が希薄である。

以上